

北葛線第2工区更新事業 基本契約書

奈良県広域水道企業団（以下「発注者」という。）と【 〃 】,【 〃 】,及び【 〃 】（以下、「受注者」という。）との間で、北葛線第1工区更新事業（以下「本事業」という。）に関して、以下のとおり基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 発注者及び受注者は、本事業に係る本契約と一体不可分に締結される土木設計業務等委託契約及び建設工事請負契約に基づき、設計業務及び工事業務を円滑に遂行するための発注者及び受注者の義務及び権利について、必要な事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 受注者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 発注者は、本事業が民間企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（規定の適用関係）

第3条 本事業における設計業務及び工事業務に係る権利義務については、本契約、土木設計業務等委託契約及び建設工事請負契約の規定が適用されることにより、発注者と受注者との間において生じるものとする。

（定義）

第4条 本契約において使用する用語の意義は、本契約にて別途定義されている用語を除き、以下のとおりとする。

（1）「共同企業体」とは、受注者である【 〃 】,【 〃 】,及び【 〃 】により構成される特定建設工事共同企業体をいう。

（2）「企業協定書」とは、共同企業体の結成及び運営に関し、構成員間で締結した「特定建設工事共同企業体の構成に関する協定書」をいう。

（3）「対象施設」とは、土木設計業務等委託契約及び建設工事請負契約に基づき整備される施設をいう。

（4）「構成員」とは、【 〃 】,【 〃 】,及び【 〃 】をいう。

（5）「代表者」とは、【 〃 】をいう。

（6）「法令等」とは、法律・政令・省令・条例・規則・規程・命令、若しくは通達、ガイドライン又は裁判所の判決・決定・命令、仲裁裁判所若しくはその他公的機関の定める一切の規定、判断、措置等をいう。

2 本契約において使用されている用語は、本契約において別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解されるべき場合でない限り、公告（本事業において公告したすべての書類をいう。）において使用された用語と同一の意味を有するものとする。

(共同企業体の維持)

第5条 受注者は、本事業の参加にあたって結成した共同企業体について、事業期間を通じ、これを維持するものとする。

(企業協定書の変更)

第6条 受注者は、本事業の参加にあたって発注者に提出した企業協定書を変更したときには、速やかに変更後の企業協定書又は変更のための覚書、その他の契約書の写し若しくはその他の変更内容を証する書面を発注者に対して提出するものとする。

(本事業の実施)

第7条 本事業に関し、代表者は、構成員の担当する業務を実施させ、他の構成員を代理して本契約に基づく発注者に対する意思表示及び通知その他の連絡を行い、代表者以外の構成員は、これを代表者を通じて行うものとし、これを確実にするために設計業務及び工事業務を統括せしめるべく、受注者は、第21条の定めるところに従って統括責任者を配置し、本事業の実施に係る効率的な管理を行うものとする。

- 2 受注者は、土木設計業務等委託契約及び建設工事請負契約に従って自己が担当する業務を誠実に遂行するものとする。
- 3 受注者は、構成員の種別を問わず、本事業の全部につき、その円滑な実施のため、相互に誠実に協力しなければならない。
- 4 前各項の定めるところに従った本事業の実施を確実にするため、発注者は、本事業に係る遂行状況並びに土木設計業務等委託契約及び建設工事請負契約の履行状況等のモニタリングを行うほか、随時、本事業の遂行現場へ立ち入るなど必要な行為を行うとともに、受注者に対して業務遂行状況や管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。受注者は、合理的な理由がある場合を除いて発注者の求めに応じなければならない。なお、発注者は、本項に基づくモニタリングの実施を理由として本事業の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。
- 5 前項によるモニタリングの結果、受注者による本事業の実施が本契約、土木設計業務等委託契約、建設工事請負契約又はその他受注者が満たすべき水準を満たしていない場合は、発注者は受注者に対して、土木設計業務等委託契約又は建設工事請負契約に基づく権利を行使するほか、必要な是正勧告その他の措置を命じることができるものとする。この場合、受注者は、土木設計業務等委託契約又は建設工事請負契約に基づく義務を履行するほか、発注者の命令に従って当該措置を受注者の責任及び費用負担で講じるものとする。

(本事業の内容)

第8条 本事業の内容は、対象施設の設計業務及び工事業務であり、その概要は、要求水準書に定めるとおりとする。

(事業期間)

第9条 設計業務期間は、土木設計業務等委託契約締結日から令和10年3月15日までとし、また、工事請負期間は、建設工事請負契約締結日から令和17年11月15日までとし、本契約の締結日から工事請負期間が満了するまでを本事業の事業期間とする。

(土木設計業務等委託契約の締結)

第10条 発注者及び受注者は、土木設計業務等委託契約を発注者が指定する土木設計業務等委託契約書の形式及び内容にて、第12条第1項に定める手続きに基づき締結するものとする。

2 委託代金は、土木設計業務等委託契約において定めるものとする。

3 受注者は、土木設計業務等委託契約の規定に従い、契約保証金を発注者に納付しなければならない。

4 対象施設の設計業務に係る契約の詳細は、土木設計業務等委託契約によるものとする。

(建設工事請負契約の締結)

第11条 発注者及び受注者は、建設工事請負契約を発注者が指定する建設工事請負契約書の形式及び内容にて、第12条第2項に定める手続きに基づき締結するものとする。

2 請負代金は、建設工事請負契約において定めるものとする。

3 受注者は、建設工事請負契約の規定に従い、契約保証金を発注者に納付しなければならない。

4 対象施設の工事業務に係る契約の詳細は、建設工事請負契約によるものとする。

(契約手続き)

第12条 受注者は、発注者との間で、入札書に示す設計業務の入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）により、土木設計業務等委託契約を締結する。

2 受注者は、発注者との間で、次の各号に定める手続きに従って建設工事請負契約を締結する。

(1) 設計業務の全部完成後、土木設計業務等委託契約に基づき受注者から引き渡しを受けた成果物に基づき、発注者が積算した工事費を工事業務に係る予定価格とする。その予定価格（消費税及び地方消費税を除く）に対して、入札書に示す工事業務の入札金額（概算）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）と、入札公告に示す工事業務に係る予定価格（概算）との比率（小数点第6位以下を切り捨てた値）を乗じた額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額により、建設工事請負契約を締結する。

(2) 前号の契約が合意に至らなかった場合は、価格等の交渉の不成立が確定するものとする。

(価格等交渉の不成立)

第13条 発注者、受注者いずれの責にも帰すべからざる事由により、価格等の交渉が不成立となった場合、発注者は、受注者との間で建設工事請負契約を締結しない旨とその理由を書面により通知する。

2 価格等の交渉が不成立となった場合、本契約の履行に関し既に支出した費用については各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないものとする。

(契約の不締結)

第 14 条 発注者は、第 13 条に基づく場合のほか、次に掲げる場合、土木設計業務等委託契約又は建設工事請負契約を締結しないことができる。

(1) 予算等の措置が講じられていないとき。

(2) 受注者が、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当するとき。

(3) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしたとき又は申立てをなされたとき。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

(4) 受注者が、平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしたとき。

(5) 受注者が、平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条の規定により再生手続開始の申立てをしたとき又は申立てをなされたとき。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

(6) 受注者が、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領及び奈良県広域水道企業団建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けたとき。

(7) 土木設計業務等委託契約に基づき受注者から引渡しを受けた設計図書及びその他設計業務の成果品の内容が、要求水準書で定めた要件並びに受注者が技術提案に示した内容を満たしていないと認められるとき。

(8) 第 27 条第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当したとき。

(9) 締結された土木設計業務等委託契約が発注者により解除されたとき。

(10) その他受注者と契約を締結することが不適切であると認められるとき。

2 受注者は、第 13 条に基づく場合のほか、次に掲げる場合、土木設計業務等委託契約又は建設工事請負契約を締結しないことができる。

(1) 発注者の承認を得たとき。

(2) 天災その他避けることができない事変のため契約を締結することができないとき。

(3) 締結された土木設計業務等委託契約が受注者により解除されたとき。

(準備行為)

第 15 条 受注者は、土木設計業務等委託契約及び建設工事請負契約の締結前であっても、自己

の責任及び費用で本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、発注者は、必要かつ可能な範囲で受注者に対して協力するものとする。

(契約の不調)

第 16 条 第 13 条第 2 項に定める場合を除くほか、第 14 条に基づき土木設計業務等委託契約又は建設工事請負契約が締結に至らなかった場合には、本契約に別段の定めがない限り、すでに発注者及び受注者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないものとする。ただし、第 14 条第 1 項第 2 号から第 8 号までのいずれかに該当する場合、入札書に示す入札金額の合計に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として発注者に対して支払うものとする。

(本契約の有効期間)

第 17 条 本契約の有効期間は、本契約が締結された日を始期とし、事業期間の満了日を終期とし、発注者及び受注者を法的に拘束するものとする。

2 前項の定めにかかわらず、土木設計業務等委託契約及び建設工事請負契約のいずれかが締結に至らなかった場合には、当該契約の締結が不調に終わったことが確定した日をもって本契約は終了するものとする。

3 第 1 項及び第 2 項の定めにかかわらず、第 13 条、第 16 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 30 条及び第 31 条の定めは有効に存続するものとする。

(設計業務一括再委託等の禁止)

第 18 条 受注者は、土木設計業務等委託契約に基づく場合を除き、設計業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(工事業務の一括委任又は一括下請負の禁止)

第 19 条 受注者は、建設工事請負契約に基づく場合を除き、工事業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(モニタリングに係る権限の授権)

第 20 条 発注者は、第 7 条第 4 項及び第 5 項に基づくモニタリングに係る権限の一部を第三者に授権させることができる。この場合、発注者は、授権する者及び授権する範囲を明確にし、受注者に通知するものとする。

(統括責任者の配置)

第 21 条 代表者は、事業期間にわたる一貫性のある本事業実施の確実性を担保するとともに、本事業に関する発注者への積極的な提案及び発注者側との必要な情報交換やその他調整等を円滑かつ確実に実施するために、要求水準書に従い、設計業務から工事業務に至る事業全体の業務を総合的に調整・管理する統括責任者 1 名を配置する。なお、統括責任者の専任期間は、建設工事請負契約日から本事業完了日までとする。

(設計業務関係者に関する措置請求)

第 22 条 発注者は、土木設計業務等委託契約第 14 条に基づく措置請求を行うことができるほか、管理技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第 18 条の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(工事請負関係者に関する措置請求)

第 23 条 発注者は、建設工事請負契約第 12 条に基づく措置請求を行うことができるほか、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督職員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第 24 条 受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(本契約の変更手続き)

第 25 条 本契約の規定は、発注者及び受注者の書面による合意によらなければ変更することはできない。

(債務不履行等)

第 26 条 発注者又は受注者は、本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の解除権)

第 27 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 受注者の全部又は一部が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時企業団発注契約に係る契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）で

あると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。以下同じ。）に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。以下同じ。）に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(2) 本事業における契約に関して、受注者の全部又は一部が次のいずれかに該当するとき。

ア 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第64条第1項に規定する競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第49条に規定する排除措置命令をし、その命令が確定したとき。

ウ 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令をし、その命令が確定したとき。

エ 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処されたとき。

(3) 受注者が、本契約のいずれかの規定に違反した場合において、発注者が相当期間を設けて是正勧告したにもかかわらず、当該期間内に当該違反が是正されないとき。

(4) 締結している土木設計業務等委託契約又は建設工事請負契約が発注者により解除されたとき。

2 前項の定めるところに従って発注者が本契約を解除した場合、発注者は、存続している土木設計業務等委託契約及び建設工事請負契約のいずれか又は両方を、その如何なる定めにもかかわらず、解除することができる。

3 前各項の定めるところに従って発注者が本契約を解除した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、発注者の指定する期限までに、入札書に示す入札金額の合計並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額の合計金額に占める当該号に定める割合に相当する金額の違約金を発注者に支払う義務を連帯して負担する。ただし、併せて解除される土木設計業務等委託契約又は建設工事請負契約における損害賠償金、違約金及び契約保証金の取扱いについての定めのあるときは、この限りでなく、発注者及び受注者は、当該定めに従うものとする。

- (1) 第1号、第3号又は第4号に該当するとき 10分の1
- (2) 第2号に該当するとき 10分の2

(秘密保持義務)

第28条 発注者及び受注者は、本契約又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し責任をもって管理し、本契約の履行又は本事業の遂行以外の目的に係る秘密情報を使用してはならず、本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに秘密情報を第三者に開示してはならない。

2 以下の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方に対する開示の後に、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により、公知となった情報
- (4) 発注者及び受注者が、前項に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項及び土木設計業務等委託契約又は建設工事請負契約の定めにかかわらず、発注者及び受注者は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障をきたす場合は、事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等に従い開示が義務付けられる場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者が守秘義務契約を締結したアドバイザーに開示する場合
- (5) 発注者が発注する他の事業の入札手続において開示が必要と認めた場合

4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、本契約又は本事業に関して知りえた行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規程の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができるものとする。

5 受注者は、本契約又は本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、別紙「個人情報取扱特記事項」発注者の定める諸規程を遵守するものとする。

(書面主義)

第29条 本契約に基づく指示、請求、通知、報告、承諾、承認、通告、協議、合意及び解除(以下「指示等」という。)は、別段の定めのある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 前項の規定に係らず、緊急やむを得ない事情がある場合は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内に相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、本契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に起草するものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 30 条 本契約は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本契約に関して生じた当事者間の紛争について、奈良地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とする。

(技術提案の権利処理)

第 31 条 技術提案に係る著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利（以下、この条において「著作権等」という。）については、次の各号の定めに従うものとする。

(1) 技術提案が著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、著作権等は、著作権法の定めるところに従い、受注者に帰属するものとする。

(2) 受注者は発注者に対し、次の各規定に掲げる技術提案の利用を許諾する。この場合において、受注者は次の各規定に掲げる技術提案の利用を発注者以外の第三者に許諾してはならない。

ア 本事業及びその他の発注者が発注する他の事業の実施、広報等のために必要な範囲で、技術提案を自ら複製し、翻案し、変形し、修正し、若しくは改変すること、又は発注者の委任した第三者をして複製させ、翻案させ、変形させ、修正させ若しくは改変させること。

イ その他本事業及びその他の発注者が発注する他の事業の目的達成のために必要な範囲で技術提案を自ら利用し、又は発注者の委任した第三者をして利用させること。

(3) 受注者は、発注者に対し、技術提案の内容を自由に公表することを許諾する。

(4) 受注者は、技術提案の内容を公表してはならない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(5) 受注者は、技術提案に関し、著作権法第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項の権利を行使しないものとする。

(6) 受注者は、技術提案に係る著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する受注者の権利を発注者以外の第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

(7) 受注者は、技術提案が、第三者の有する著作権等並びに特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

(8) 受注者は、技術提案が第三者の有する著作権等並びに特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならぬときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(定めのない事項)

第 32 条 本契約に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本契約に関し疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

以上を証するため、本契約書を○通作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

奈良県磯城郡田原本町大字宮古404番地7

奈良県広域水道企業団 企業長 山下 真

受注者

共同企業体名

〔代表者〕

所在地

商号又は名称代表者

〔構成員〕

所在地

商号又は名称代表者

〔構成員〕

所在地

商号又は名称代表者